

計画策定の基本的な考え方

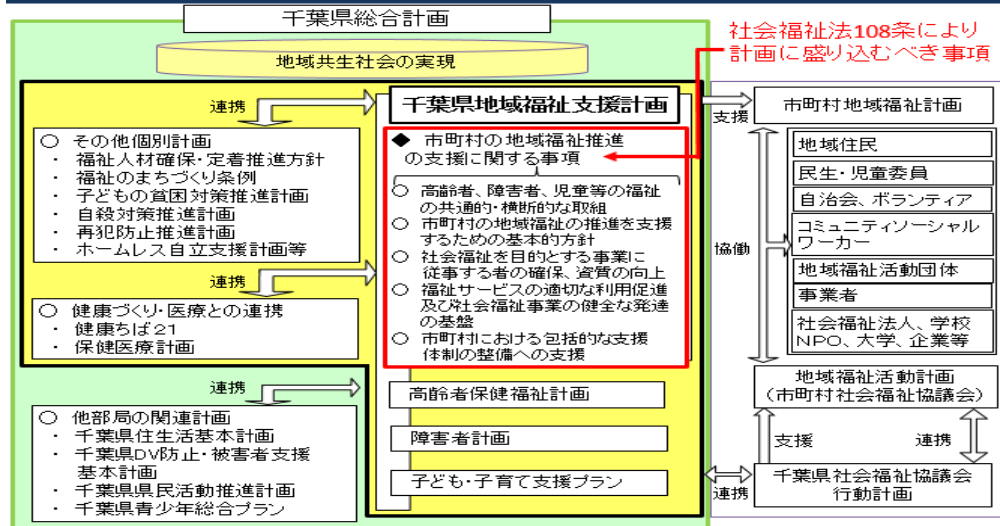
1 計画改定の趣旨・計画期間

- 平成16年3月に「千葉県地域福祉支援計画」を策定し、これまで地域福祉を推進
- 現在の第3次計画が令和2年度で満了していることから、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応し、地域福祉を一層推進して地域共生社会の実現を目指すとともに、引き続き市町村を支援していくため、改定を行う。
- 計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間

2 計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条に基づき、都道府県が策定
- 市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める。
- 「千葉県総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の他計画が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

千葉県地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ図）



施策の推進

地域福祉を推進する上での課題	意識づくりの視点	6つの柱	16の基本方策	主な推進施策
○ 住民主体の地域福祉 ○ 少子・高齢化の進行、人口の減少	意識づくりの視点	I 地域共生社会実現に向けた意識づくり	1-1 地域共生の意識の醸成 1-2 福祉教育の推進	地域共生社会の意識醸成／福祉教育を通じた地域共生社会の推進
○ 地域のつながりの希薄化 ○ 地域の生活課題の多様化、複合化	地域づくりの視点	II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり	2-1 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援 2-2 地域福祉の場、拠点づくりの促進 2-3 地域住民等による地域の多様な活動の推進	誰もが安心して暮らせる、助け合い・見守りの地域づくり／新型コロナウイルス感染症等流行時の地域づくり／地域コミュニティづくり推進への支援／地域住民の参加・活動の場、居場所づくり／社会福祉法人、企業、大学等の地域づくり活動・地域貢献活動との連携推進／寄附文化の醸成
○ 福祉人材の確保 ○ 担い手の高齢化や人材の不足	担い手づくりの視点	III 多様な福祉の担い手づくり	3-1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策 3-2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり 3-3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進	福祉人材の確保・育成・定着対策の推進／各分野における人材対策の推進／民生委員・児童委員活動への支援／コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実／NPO、ボランティア活動等の地域活動への支援／地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進
○ 複合課題や制度の狭間の問題 ○ セーフティネットの整備 ○ 福祉サービスの質の向上と地域で必要な福祉サービスの確保	基盤づくりの視点	IV 地域福祉を推進する基盤づくり	4-1 包括的な相談支援体制の構築促進 4-2 すべての県民を守るセーフティネットの構築 4-3 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給	包括的な相談支援体制の整備の推進等／重層的支援体制整備構築の支援／多様な主体・サービスがつながるネットワークづくり／制度の狭間の課題への対応／高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者等の分野横断的な対策の推進／福祉サービスの質の向上／地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給
○ 虐待への対策等、権利擁護の推進 ○ 災害・防犯への対応 ○ 先進的な技術への対応	環境づくりの視点	V 誰一人取り残さない、暮らしやすい環境づくり	5-1 お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進 5-2 安全・安心なまちづくりの推進 5-3 デジタル技術を活用した環境整備	人権を尊重した共生する社会づくり／権利擁護体制の推進／東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活用した福祉のまちづくりの推進／自助・公助・共助が一体となった地域防災力の向上／災害に強い環境づくりの推進／犯罪の起こりにくいまちづくりの推進／デジタル技術の活用推進
○ 市町村地域福祉計画の状況 ○ 単独市町村で解決できない課題	市町村支援の視点	VI 市町村の自主性・創造性を推進する支援	6-1 市町村地域福祉計画の策定等の支援 6-2 広域的な市町村支援	市町村地域福祉計画の策定等の支援／広域的な市町村支援／福祉サービス等に関する情報の収集・提供

地域を取り巻く社会情勢の現状と展望

1 少子化・急速な高齢化や人口減少社会

- 少子化の進行、高齢者の増加、
- 将来人口の減少

2 地域における支援を必要とする方々の状況

- 要介護者、認知症高齢者、障害者等の増加
- 児童・高齢者・障害者等への虐待の増加
- 生活困窮者等の増加（子どもの貧困、ひきこもり等）
- 自殺者、更生支援が必要な者、災害時要配慮者等の状況
- 外国人の増加

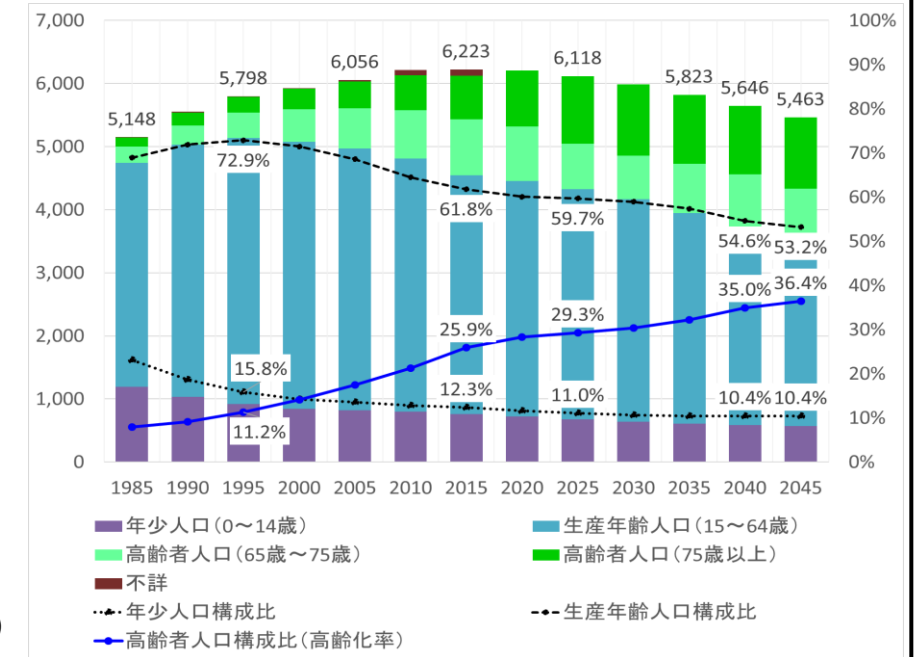
3 地域社会の現状と変化

- 家庭や社会構造の変化（世帯規模の縮小、雇用環境等）
- 地域社会の変化（地域や家族で支え合う機能の低下等）
- 個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化（ヤングケアラー、孤独孤立対策、制度の狭間にいる人等）
- 福祉人材の不足、地域福祉を担う人材の不足・高齢化等
- 自然災害の頻発・激甚化
- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題等（生活困窮者支援や新たな地域福祉活動の模索等）
- 先進的な技術の進展（ICTや介護ロボット等）、新たな地域資源や地域社会活動の動き（子ども食堂等、SDGsへの関心の高まり）

4 地域福祉関連制度の動き

- 重層的支援体制整備事業、困難な問題を抱える女性支援法等の動向

【本県の人口構成及び高齢化率等の推移】



令和2年(2020年)までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」をもとに作成

理念

【基本理念】

〈仮称〉「未来を照らし 共に生きる
共に創る 地域共生社会」
～地域でその人らしく安心して暮らせる
共に支え合い つながる社会を目指して～

【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。